

2013年1月30日

本インデックスは、日本株高配当利回り70銘柄を構成銘柄とする等金額型の指数である。継続的な高配当収入獲得を狙う戦略をパッシブ運用で実現するように設計されている。配当継続性と投資可能性を考慮しつつ、国内上場普通株式の中から今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択している。

野村日本株高配当70の特徴

- 今期予想配当利回りが高い日本株70銘柄に集中投資
- 等金額型の指数とすることで、高配当利回りを実現
- 配当継続性に配慮して、過去3年間に経常利益がマイナスとなったことのある銘柄は、組入対象から除外
- 本インデックスに連動するパッシブ運用商品が四半期毎に配当を支払うことを容易にするため、構成銘柄の決算期を3,6,9,12月に限定
- 予想配当をモニタリングし、予想配当がゼロとなった構成銘柄は期中に除外して、今期予想配当利回りが高い銘柄で補完
- 投資可能性に配慮して、浮動株ベース時価総額や日次平均売買代金が小さい銘柄を、組入対象から除外
- 構成銘柄は原則として年1回見直される
- 定期入替時にはリバランスバンドを考慮し、頻繁な銘柄入替を低減

リサーチアナリスト

インデックス・プロダクツ

大塚 小百合 - NSC

sayuri.otsuka@nomura.com

+81 3 6703 3986

Appendix A-1に記載されているアナリスト証明、重要なディスクロージャー及び米国以外のアナリストのステータスをお読み下さい。

内容

1. はじめに	3
2. インデックスの構築ルール	4
2.1 定期入替	4
2.2 臨時入替	6
2.3 入替銘柄の公表	10
2.4 基礎データ	10
3. インデックスのメンテナンス	11
3.1 インデックスのメンテナンス	11
3.2 資本異動による調整	11
4. インデックスの計算	12
4.1 インデックス値の計算	12
4.2 基準時価総額の修正	13
5. データサービス	14

1. はじめに

本インデックスは、国内取引所に上場する全ての普通株式から今期予想配当利回りの高い70銘柄を選択して構成銘柄とした指数である。等金額型の指数とすることで、高配当利回りを実現している。

配当継続性への配慮として、過去3年間に経常利益がマイナスとなったことがある銘柄を投資対象から除外している。また、本インデックスに連動するパッシブ商品が四半期毎に配当を支払うことを容易にするため、組入銘柄の今期予想決算期を3,6,9,12月に限定している。

さらに、構成銘柄の今期予想配当がゼロになった場合には、その銘柄を期中除外するとともに今期予想配当利回りが高い順に銘柄を補完することにより、指数の配当利回りの低下を回避する仕組みを持っている。

また、浮動株ベース時価総額の上位85%かつ過去60日平均売買代金上位500銘柄に該当する銘柄を投資対象とすることで投資可能性に配慮している。

その他、定期入替時には今期予想配当利回りの僅かな差による頻繁な銘柄入替を低減するために、今期予想配当利回りの順位が51位から90位の既存指数の採用銘柄を未採用銘柄よりも優先して採用する仕組み（リバランスバンド）を有している。

本インデックスの利点

- 日本株高配当利回り銘柄への集中投資を容易かつ低コストで実現可能
- 過去3年間に経常利益がマイナスとなったことがある銘柄を投資対象から除外することで配当の継続性に配慮
- 構成銘柄の今期予想決算期を3,6,9,12月に限定することにより、四半期毎の配当支払いに配慮
- 期中に今期予想配当がゼロとなった銘柄を期中除外することで、指数の配当利回り低下を防止
- 浮動株ベース時価総額上位85%かつ過去60日平均売買代金上位500銘柄に投資対象を限定することで投資可能性に配慮
- 定期入替時にはリバランスバンドを考慮し、頻繁な銘柄入替を低減

2. インデックスの構築ルール

2.1 定期入替

2.1.1 定期入替日

定期入替は年1回12月第一営業日（11月末営業日の引け後）に実施する。

定期入替の公表については2.3.1を参照のこと。

2.1.2 入替基準日

定期入替日の前月第5営業日を入替基準日とする。入替基準日時点におけるデータを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と指数組入株数が決定される。

2.1.3 銘柄母集団

定期入替時の指数採用銘柄の母集団は、定期入替日の前々月15日時点（休日の場合は前営業日。以下母集団判定日という。）の全上場銘柄とする。ただし以下の銘柄を除外する。

- 普通株以外の株式

原則として普通株のみを対象とする。ただし、特に必要と認められた場合にはその限りではない。

- 整理銘柄

整理銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。

- 監理銘柄

監理銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。

- 公開買付対象会社

公開買付対象会社となっている銘柄は、以下の条件により予め母集団から除くことができる。

- 公開買付期間の終了日が構成銘柄の母集団判定日と定期入替日の間にある。

- 公開買付者が公開買付対象会社の発行済み株式数の全てを取得することを企図している。

- 当該株式の全部取得と引換えに、公開買付者の株式、もしくは、金銭交付をすることが付議される予定であり、公開買付対象会社の賛同が得られている。

- 上場投信・不動産投資信託

- 外国株

日本市場で取引されているが、外国部に上場されている、あるいは、外国企業とみなされる銘柄は除く。

- その他の例外

潜在株、ワラントやその権利は除く。日本銀行も除く。

2.1.4 銘柄選定¹

本インデックスの構成銘柄は、銘柄母集団（2.1.3）の中から選択される。ただし、下記の「銘柄スクリーニング基準」と「リバランスバンド」を考慮した上で、今期予想配当利回り²が高い70銘柄を選択する³。

「銘柄スクリーニング基準」

これは配当の継続性に懸念がある銘柄や浮動株ベース時価総額が小さい銘柄などの低流動性銘柄の組み入れを抑制するためのルールである。入替基準日時点において下記の条件（銘柄スクリーニング基準）を満たす銘柄を投資対象とする。

- 過去3年間の実績経常利益⁴が全て非負の銘柄
- 今期予想決算期が3,6,9,12月の銘柄
- 浮動株ベース時価総額⁵上位85%に含まれる銘柄
- 過去60日平均売買代金⁶上位500位以内の銘柄

「リバランスバンド」

これは今期予想配当利回りの微小な差による頻繁な銘柄入替を抑制するためのルールである。銘柄スクリーニング基準を満たす銘柄の中から、下記の手順によって指数構成銘柄を選定する。

- ① 入替基準日時点の今期予想配当利回り上位50銘柄については無条件で採用する。
- ② 次に今期予想配当利回りの上位51位～90位（リバランスバンド）に含まれる既採用銘柄のみを70銘柄に達するまで採用する。
- ③ もし①、②によって採用銘柄が70銘柄に満たない場合は、不足分を今期予想配当利回りの51位以降の未採用銘柄の中から順に採用する⁷。

¹銘柄選定基準に関しては、経済情勢の変化などに応じて適宜見直すことがある。ただしその場合には、定期入替日の2週間前までに改定ルールブックの公開を行う。

²今期予想配当利回りは、入替基準日の翌月以降12ヵ月間に含まれる本決算のうち最も将来の決算期の1株当たり予想配当（予想に幅があるときは最小値）を入替基準日時点の野村コンポジット株価終値で割って算出する。野村コンポジット株価については2.4.1を参照。

³入替基準日以降定期入替公表日の前営業日までにゼロ配当銘柄を確認した場合には、その銘柄を組み入れずに次点銘柄を採用する。

⁴過去3年間の実績経常利益は、入替基準日の5ヵ月前の月末までの本決算データをもとに計算される。採用される会計基準の優先順位は、直近の国際会計基準、直近の日本会計基準連結、直近の米国会計基準、直近の日本会計基準単独データとする。なお、国際会計基準の場合は税引前当期利益、米国会計基準の場合は税金等調整前当期純利益を経常利益として使用する。

⁵浮動株ベース時価総額については、2.4.2を参照。

⁶過去60日平均売買代金は、入替基準日を含む過去60日間の「野村コンポジット株価×出来高」の平均値によって算出する。

⁷今期予想配当利回りが等しい銘柄が複数ある場合には、浮動株ベース時価総額の大きい銘柄を優先して採用する。

2.1.5 構成銘柄の組入株数

本インデックスの構成銘柄の組入株数は、入替基準日時点の指数時価総額を構成銘柄数（70）で割り、さらに入替基準日の野村コンポジット株価終値⁸で割って計算される。

指数組入株式数は、銘柄の指数計算用発行済み株式数⁹に調整係数を乗じて算出する。調整係数は、入替基準日時点で、各構成銘柄が等ウェイトとなるよう、以下の式により決定する。

$$\text{銘柄}i\text{の調整係数} = \frac{\text{指数時価総額}}{\text{指数計算用発行済み株式数}(i) \times \text{野村コンポジット株価終値}(i) \times \text{指数構成銘柄数}}$$

$$\text{銘柄}i\text{の組入株数} = \text{指数計算用発行済み株式数}(i) \times \text{調整係数}(i)$$

2.2 臨時入替

2.2.1 株式交換、株式移転などへの対応

下記のルールを原則として、企業再編形態の多様化を鑑み、実態に即した入替を実施する。事由発生の都度、事由ごとに再編後の実態などを勘案した上で対応を行う。この取り扱いは一時的なインデックスからの除外を防ぎ、連続的に組み入れることを目的としている。臨時入替の公表は 2.3.2 を参照のこと。

• 株式交換、合併などの場合

上場廃止になる完全子会社や被合併銘柄を上場廃止後も採用し、合併期日に除外する。上場廃止後の評価価格には存続する完全親会社や合併銘柄の時価に割当比率(合併比率)を勘案した価格を用いる。また存続する完全親会社や合併銘柄に関して、割当比率(合併比率)を考慮してその組入株数が「被合併構成銘柄の組入株数×合併比率」となるように調整係数を変更する。ただし合併期日の 11 営業日前以前に存続会社の今期予想配当がゼロであることが確認できる場合には 2.2.2 に基づいて上場廃止となる会社を除外し、その存続銘柄を組み入れずに 2.2.3 に基づいて銘柄を追加する。

• 株式移転などの場合¹⁰

事業承継される完全親会社が非上場でかつ短期間のうちに上場される銘柄については、完全親会社の新規上場日に完全子会社を除外する。上場廃止後の完全子会社の評価価格には上場廃止日前日の評価価格を用いる。また完全親会社を新規上場日に採用する。新規上場銘柄の組入株数は「株式移転前構成銘柄の組入株数×割当比率」とする。ただし上場廃止日の 11 営業日前以前に完全親会社の今期予想配当がゼロであることが確認できる場合には 2.2.2 に基づいて完全子会社を除外し、その完全親会社を組み入れずに 2.2.3 に基づいて銘柄を追加する。

⁸ 野村コンポジット株価については、2.4.1 を参照。

⁹ 4.2 の図表 2 に示した資本異動のタイミングに従って、株数変化を反映させた発行済み株式数

¹⁰ このルールは 2002 年 4 月以降の異動分から適用される。

2.2.2 銘柄の除外

• 整理銘柄の指定

整理銘柄指定日（休日の場合は翌営業日）の4営業日後に除外する。ただし、複数の市場に上場されている場合、いずれかの市場で整理銘柄に指定されていない場合は除外しない。

• 上場廃止

2.2.1 に該当しない事由によって上場廃止となる場合には、上場廃止日に除外する。

• 銘柄母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合

構成銘柄が母集団の定義に著しくそぐわなくなったと考えられる事由が発生した場合、当該会社、証券取引所、政府機関、または、規制当局の公式発表をもって除外することができることとする。

• 今期予想配当がゼロとなった場合

野村証券は構成銘柄の今期予想配当をモニタリングし、構成銘柄の今期予想配当がゼロであることを確認した場合には、原則として確認日の10営業日目を最終組入日として構成銘柄から除外する。ただし、ゼロ配当銘柄の確認日が9月20日以降の場合は除外しない。

原則として、今期予想配当がゼロとなった場合以外の事由によって銘柄が除外された場合には銘柄の追加は行わない。

2.2.3 銘柄の追加

2.2.2 に基づいて今期予想配当がゼロとなった銘柄を除外する場合には、11月、2月、5月、8月の第5営業日時点で計算しておいた下記「ウエイティングリスト」に基づいて¹¹、今期予想配当利回り¹²の高い順に除外銘柄と同数の銘柄を除外日¹³に採用する。

追加銘柄の組入株数は、「（除外銘柄確認日の前営業日における除外銘柄の組入株数×除外銘柄の野村コンポジット株価終値の合計値）/除外銘柄数/除外銘柄確認日の前営業日における追加銘柄の野村コンポジット株価終値」によって決定する。

¹¹ 除外銘柄確認日において、今期予想配当がゼロの銘柄は採用しない。

¹² 今期予想配当利回りは、ウエイティングリスト作成日の翌月以降12ヵ月間に含まれる本決算のうち最も将来の決算期の1株当たり予想配当（予想に幅があるときは最小値）をウエイティングリスト作成日時点の野村コンポジット株価終値で割って算出する。野村コンポジット株価については2.4.1を参照。

¹³ 除外銘柄の最終組入日の翌営業日

● ウエイティングリスト

11月、2月、5月、8月の第5営業日時点（ウエイティングリスト作成基準日）において、銘柄母集団（2.1.3参照）のうち浮動株ベース時価総額が推定可能な銘柄でかつ銘柄スクリーニング条件（2.1.4参照）を満たす銘柄をウエイティングリスト銘柄とする¹⁴。

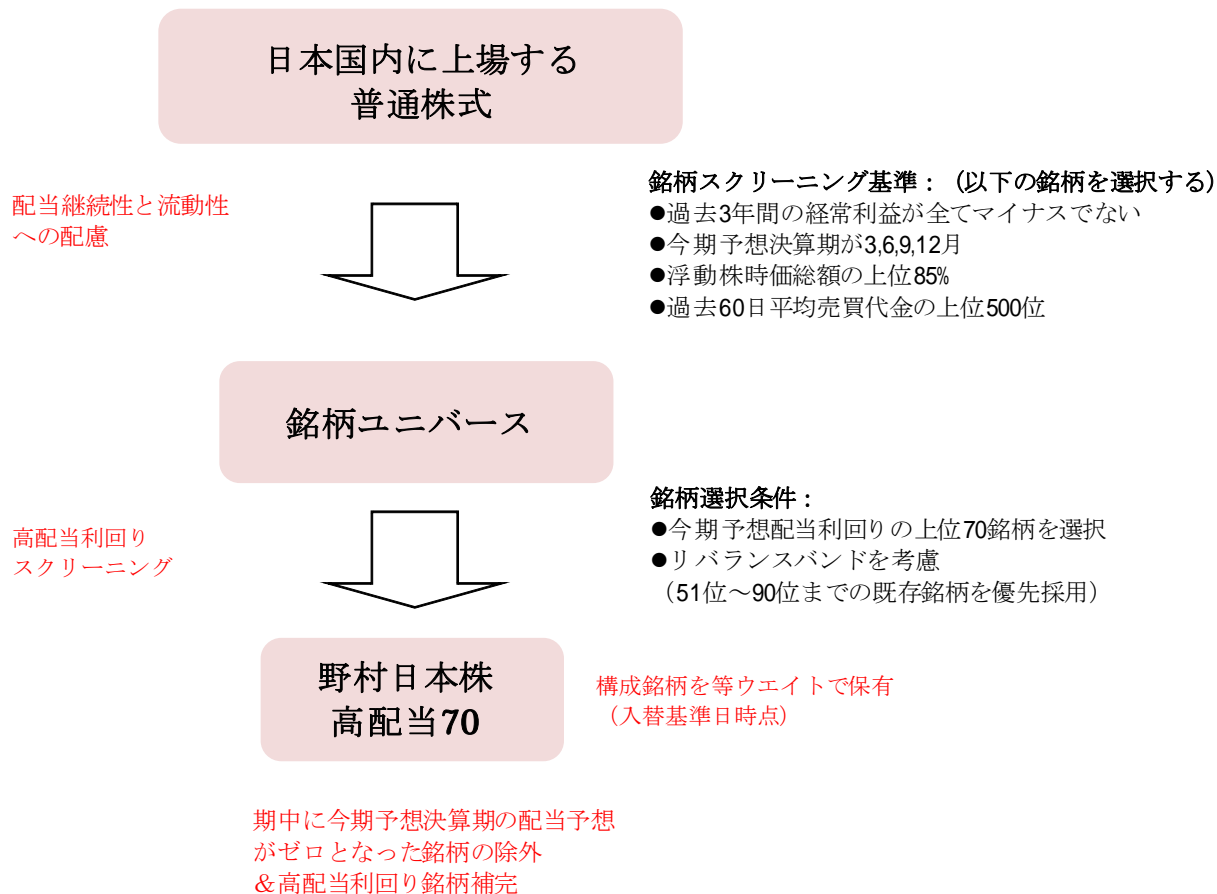
ウエイティングリストは、リスト作成月の20日（休日の場合は前営業日）以降に有効とし、除外銘柄を確認した時点で有効なウエイティングリストの中から銘柄を選択する。

今期予想配当がゼロであることを確認した日	銘柄追加の際に利用するウエイティングリスト作成基準日
11月20日 ¹⁵ ～	11月第5営業日(入替基準日)
2月20日～	2月第5営業日
5月20日～	5月第5営業日
8月20日～	8月第5営業日

¹⁴ 2.1.4の「入替基準日」を「ウエイティングリスト作成基準日」と読み替えて銘柄選定を行う。

¹⁵ 定期入替公表日以降に除外銘柄を確認した場合を含む。

図表 1: 野村日本株高配当70の構成方法の概略



出所: 野村証券

2.3 入替銘柄の公表

2.3.1 定期入替

定期入替の告知は、原則として野村証券ホームページ上で定期入替日の10営業日前の16:00頃（日本時間）に公表をする。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合にはこの限りではない。

2.3.2 臨時入替

臨時入替の告知は、原則として野村証券ホームページ上で臨時入替日の5営業日前までに公表をする。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合にはこの限りではない。

2.4 基礎データ

2.4.1 野村コンポジット株価

複数市場に上場されている銘柄の株価には、野村コンポジット株価を用いる。直近60営業日の値付き率と出来高をもとに、その銘柄が適正に値づけされていると考えられる取引所（主市場）を選定し、その取引所における株価を野村コンポジット株価とする。取引所の選定は原則として日次で行う。株価は次の優先順位で採用される。

採用取引所の特別気配値または連続約定気配値 > 採用取引所の約定価格 > 採用取引所の基準値段 > 前営業日の野村コンポジット株価

2.4.2 浮動株ベース時価総額の推定

投資家が実際に投資対象としている株式数を反映させるために、指数計算用発行済み株式数から、安定して保有されているとみなされる安定持株を推定¹⁶し、

「野村コンポジット株価 × (指数計算用発行済み株式数 - 安定持株)」
によって浮動株ベース時価総額を推定する。

¹⁶大株主データ、有価証券報告書の保有有価証券明細表、取引所や企業が公表した情報（所報や目論見書など）を参考にして安定して保有されているとみなされる安定持株を推定している。

3.インデックスのメンテナンス

3.1 インデックスのメンテナンス

野村証券は本ルールブック記載のメソドロジーに基づいて構成銘柄およびその調整係数の変更を行う。また定期入替やその他必要に応じて、銘柄入れ替えを実施する。

3.2 資本異動による調整

下記の資本異動によって指数計算用発行済み株式数に変更がある場合には、指数組入株数を不変とするように指数計算用発行済株式数の変更日時点において調整係数の調整を行う。

- 第三者割当増資
- 自己株式消却
- 転換社債型新株予約権付社債の行使、新株予約権付社債の行使、優先株の転換、新株予約権の行使
- 株式交換、株式移転、合併¹⁷
- 株主割当、公募増資、割当失権
- 会社分割（承継会社の新株式）
- その他調整

¹⁷完全子会社（被合併会社）がインデックスの構成銘柄の場合、割当比率（合併比率）を考慮して完全親会社（合併会社）の調整係数を変更する。

4. インデックスの計算

4.1 インデックス値の計算

市況変動の要因によらない株価や時価総額の変動の影響によってインデックスが変化することを防ぐため、以下のように基準時価総額を修正¹⁸してインデックスが計算される。

4.1.1 基準日とインデックス基準値

野村日本株高配当 70 の基準日は、2000 年 12 月 29 日 (=10000)。

4.1.2 配当除くインデックス値

$$\text{基準時価総額}(t) = \text{時価総額}(t-1) + \text{修正時価総額}(t)$$

$$\text{リターン}(t) = \frac{\text{時価総額}(t)}{\text{基準時価総額}(t)} - 1$$

$$\text{インデックス値}(t) = \text{インデックス値}(t-1) \times [1 + \text{リターン}(t)]$$

4.1.3 配当込みインデックス値

$$\text{基準時価総額}(t) = \text{時価総額}(t-1) + \text{修正時価総額}(t) - \text{修正配当総額}(t)$$

$$\text{リターン}(t) = \frac{\text{時価総額}(t) + \text{配当総額}(t)}{\text{基準時価総額}(t)} - 1$$

$$\text{インデックス値}(t) = \text{インデックス値}(t-1) \times [1 + \text{リターン}(t)]$$

4.1.4 一株当りの配当金の算出

配当込みインデックス値では、配当を配当落ち日に反映させる。ただし、配当落ち日には配当額が確定していないため、配当を以下の手順で指数に反映させる。

まず、配当落ち日には予想配当を用いる¹⁹。後日予想配当と実績配当に差異が生じた場合には、決算発表の当月末営業日に基準時価総額の修正を行う。ただし、月末営業日の発表のものは翌月末に修正する。

4.1.5 米ドル建てインデックス値の計算

米ドル建てインデックス値は日本円ベース・インデックス値と為替レートから次の式によって算出する。配当除く／配当込みインデックス値をそれぞれ計算する。

$$\text{米ドル建てインデックス値} = \frac{\text{円建てインデックス値} \times \text{各インデックス基準日の為替レート}}{\text{為替レート}}$$

為替レートは、日本銀行が公表する外国為替相場(円/米ドル 17 時現在)の仲値を使用する。

¹⁸4.1.2、4.1.3において、「修正時価総額」はインデックス構成銘柄の資本異動による時価総額の増減やインデックスを構成する銘柄の変更による時価総額の増減として計算される。また、「修正配当総額」は、予想配当と実績配当に差異が生じた場合の予想配当と実績配当との差分として計算される。

¹⁹本ルールは 2011 年 12 月末決算期分より実施。それ以前は権利落ち日に実績配当を用いた。

4.2 基準時価総額の修正

基準時価総額の修正は、以下の場合に行う。

- インデックス構成銘柄の資本異動により、市況変化によらない時価総額の増減が生じた場合
 - インデックスを構成する銘柄の変更により、時価総額の増減が生じた場合
- ただし、株式分割、株式併合など払い込みを伴わない資本異動では時価総額は不変であるため、基準時価総額の修正は行わない。

図表 2: 資本異動のタイミング

異動種別	修正日	採用株価
株主割当	権利落日	発行価格
公募増資	払込期日の翌営業日 (発行日決済取引を行った場合は新株式の上場年月日)	前日株価
第三者割当増資	変更上場日の5営業日後	前日株価
転換社債の転換 優先株の普通株転換	転換株数が把握された日の 月末営業日(月末5営業日以降に 公表された場合は翌月末営業日)	前日株価
ワラント付社債の権利行使 ストックオプションの権利行使	権利行使された新株数が 把握された日の月末営業日(月末5 営業日以降に公表された場合は翌 月末営業日)	前日株価
合併	変更上場日	前日株価
自己株式消却	自己株式が消却された日の 翌月末営業日	前日株価
割当失権	割当失権が公表された日の月末営 業日(月末5営業日以降に公表され た場合は翌月末営業日)	前日株価
有償減資	効力発生日	前日株価
株式交換	変更上場日	前日株価
会社分割 (承継会社の新株式)	変更上場日	前日株価
会社分割(分割会社) 及びスピノフ ²⁰	権利落日	(使用しない)
銘柄入れ替え	銘柄入れ替え日	前日株価
その他調整	基準時価総額の修正が必要なそ 他調整が所報で公表された日の月 末営業日 (月末5営業日以降に公表された場 合は翌月末営業日)	前日株価

出所：野村證券

²⁰会社分割(分割会社)及びスピノフの場合、減少資本により基準時価総額を修正する。減少資本の定義は以下の通り。

- ① 割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表しない場合：
減少資本＝分割会社の資本の部から減少する予定の資本総額(減少資本金等)
- ② 割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表する場合：
減少資本＝分割する部門の評価額 あるいは、スピノフ会社の株式の評価額×総株式数

5. データサービス

野村日本株高配当 70 提供メディア

野村日本株高配当 70 は以下の媒体で公開されている。

Bloomberg	: NMRI <go>
QUICK	: NRIJ620, SNJPHD/NRIJ
REUTERS	: .NHDIV70
INTERNET	: http://qr.nomura.co.jp/jp/nhdiv/index.html

※本指数の構成銘柄については、指数データサービス契約者に有償で提供する。

Appendix A-1

アナリスト証明

野村証券のアナリストである私 大塚 小百合は、(1) レポートに記述されている全ての見方が私のここで議論した全ての証券や発行企業に対する私の見方を正確に反映していることを保証いたします。(2) さらに、私は私の報酬が、直接的あるいは間接的にこのレポートで議論した推奨や見方によって、(3) 現在、過去、未来にわたって一切影響を受けないこと、ならびに、米国の NSI、英国の NIP あるいはその他の野村のグループ企業が行ったいかなる投資銀行案件とも関係ないことを保証いたします。

重要なディスクロージャー

当社に関するディスクロージャー

野村グループが株式を合計1%以上保有している会社および野村証券が過去12ヶ月間に株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関し主幹を務めた会社につきましては、<http://www.nomuraholdings.com/jp/report/> をご参照ください。本件につき情報が必要な方は、野村証券リサーチ・プロダクト部までお問合せ下さい。

次に記載する会社の役員を兼務している野村証券の役員がいます。亀田製菓(2220)、セブン&アイ・ホールディングス(3382)、セーレン(3569)、武田薬品工業(4502)、小林製菓(4967)、旭硝子(5201)、新日鐵住金(5401)、コマツ(6301)、東京エレクトロン(8035)、住友商事(8053)。

次に記載する会社は、野村証券の親会社である野村ホールディングスの子会社又は関連会社です。メガロス(2165)、野村不動産ホールディングス(3231)、杉村倉庫(9307)、野村総合研究所(4307)、ジャフコ(8595)、高木証券(8625)、だいち証券ビジネス(8692)。

リサーチのオンライン提供と利益相反に関するディスクロージャー

野村のリサーチは、www.nomuranow.com/research、ブルームバーグ、キャピタルIQ、ファクトセット、MarkitHub、ロイター、トムソン・ワンでご覧いただけます。重要なディスクロージャーにつきましては、<http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal/pages/disclosures/disclosures.aspx>にてご参照いただくか、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(1-877-865-5752)までお申し出ください。ウェブサイトへのアクセスでお困りの場合には grpsupport-eu@nomura.com にお問い合わせください。

本レポートを作成したアナリストは、その一部は投資銀行業務によって得ている会社の総収入など、様々な要素に基づく報酬を得ています。特に断りがない限り、本レポートの表紙に記載されている米国外のアナリストは、金融取引業規制機構(FINRA)/ニューヨーク証券取引所(NYSE)の規定に基づくリサーチ・アナリストとしての登録・資格を得ておらず、NSIの関係者ではない場合があります。また、調査対象企業とのコミュニケーション、公の場での発言、あるいはリサーチ・アナリスト個人が保有する証券の売買に関して、FINRAの規則2711やNYSEの規則472を適用されない場合があります。

ノムラ・グローバル・フィナンシャル・プロダクツ・インク(「NGFP」)、ノムラ・デリバティブ・プロダクツ・インク(「NDPI」)およびノムラ・インターナショナル plc(「NIplc」)は、商品先物取引委員会および米国先物取引委員会にスワップ・ディーラーとして登録されています。NGFP、NDPIおよびNIplcは、通常業務として、先物およびデリバティブ商品のトレーディングに従事しており、いずれの商品も本レポートの対象となることがあります。

本レポートに記載されている執筆者は特に断りがない限り、リサーチ・アナリストです。ノムラ・インターナショナル plcの一部のリサーチ・レポートに記載されている産業スペシャリスト(Industry Specialist)は、調査対象セクターに関係するセールスおよびトレーディング業務にあたる従業員です。産業スペシャリストは、氏名が記載されているレポートの内容にはいかなる形でも関与しておりません。野村の一部のリサーチ・レポートに氏名が記載されているマーケティング・アナリスト(Marketing Analyst)はノムラ・インターナショナル plcの従業員であるリサーチ・アナリストで、主に調査対象セクターに関係する野村の株式リサーチ商品のマーケティングに携わっています。また、マーケティング・アナリストは氏名が記載されているレポートの作成に関し、担当セクターに関するリサーチを発表する場合があります。

評価の分布

野村の株式リサーチのグローバルでの評価の分布は以下のとおりとなっています。43%が法令で定められたBuyレーティング、このBuyの企業の中で41%が野村の投資銀行業務の顧客です。45%が法令で定められたHoldレーティングで、このHoldレーティングの企業の中で46%が野村の投資銀行業務の顧客です。12%が法令で定められたSellレーティング(野村ではReduce)、このSellの企業の中で26%が野村の投資銀行業務の顧客です。(2012年12月31日現在)

野村グループの説明は、ディスクレイマーの冒頭をご参照ください。

野村のレーティングシステム

・欧州、中東、アフリカ、米国、ラテンアメリカ

レーティングシステムは、個々のベンチマークに対する個別企業の予想パフォーマンスに基づいています。アナリストは、(妥当株価-株価)/株価などに基づいて、目標株価のアップサイドについて言及することもあります。多くの場合、妥当株価は、ディスカウント・キャッシュフローや相对比较によるアナリストの現在の企業価値の評価です。

「個別企業」

1またはBuy = 当該銘柄の今後12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを上回るとアナリストが予想する場合

2またはNeutral = 当該銘柄の今後12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマーク並みとアナリストが予想する場合

3またはReduce = 当該銘柄の今後12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを下回るとアナリストが予想する場合

レーティング保留(Suspended) = 法令や、投資銀行業務に関連する社内規定および地政学リスク・異常事態等にもなう市場の混乱などにより、一時的にレーティングおよび目標株価を保留する場合。

ベンチマークは、以下の通りです。米国・欧州:個別企業の評価方法のベンチマークをご参照ください。

<http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal> にあるディスクロージャーをご覧ください。グローバル・エマージング市場(除くアジア):評価方法に別途記載がない限りMSCIエマージング市場(除くアジア)

「セクター」

強気(Bullish) = 当該セクターの今後12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを上回るとアナリストが予想する場合

中立(Neutral) = 当該セクターの今後12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマーク並みとアナリストが予想する場合

弱気(Bearish) = 当該セクターの今後12ヶ月間におけるパフォーマンスが、ベンチマークを下回るとアナリストが予想する場合

ベンチマークは、以下の通りです。米国:S&P500、欧州:ダウ・ジョーンズ STOXX@600、グローバル・エマージング市場;MSCIエマージング市場(除くアジア)

・日本を含むアジア

投資判断は、絶対評価に基づいており、(目標株価-現在の株価)/現在の株価に一部の裁量を加えて行っております。多くの場合、目標株価は、ディスカウント・キャッシュフローや相对比较などによる今後12ヶ月の本質的な価値と一致します。

「個別企業」

1またはBuy = 当該銘柄の12ヶ月間の目標株価が現在の株価を15%以上上回ると判断する場合

2 または Neutral = 当該銘柄の 12 ヶ月間の目標株価と現在の株価の差が - 5% ~ 15% 未満の範囲内にあると判断する場合

3 または Reduce = 当該銘柄の 12 ヶ月間の目標株価が現在の株価を 5% 以上下回ると判断する場合

レーティング保留(Suspended) = 法令や、投資銀行業務に関連する社内規定および地政学リスク・異常事態等にもなう市場の混乱などにより、一時的にレーティングおよび目標株価を保留する場合。

NR・未付与 = 野村のレギュラーカバーの対象ではありません。

「セクター」

強気(Bullish) = 当該セクターの構成銘柄の大半の投資判断が強気の場合、あるいは我々のカバレッジ銘柄の投資判断の加重平均が強気の場合

中立(Neutral) = 当該セクターの構成銘柄の大半の投資判断が中立の場合、あるいは我々のカバレッジ銘柄の加重平均の投資判断が中立の場合

弱気(Bearish) = 当該セクターの構成銘柄の大半の投資判断が弱気の場合、あるいは我々のカバレッジ銘柄の投資判断の加重平均が弱気の場合

レーティングと目標株価

個別銘柄のレーティングは、マネジメントによる一定の裁量の下、「(目標株価 - 現在の株価) / 現在の株価」で定義される目標株価まで株価が上昇あるいは下落する潜在的余地に基づいて付与されます。多くの場合、目標株価は 12 ヶ月後の潜在バリュエーション、すなわち割引キャッシュフロー(DCF)法やその他のバリュエーション手法を組み合わせて算出される当該銘柄の適正投資価値と等しくなります。

アナリストがレポートにおいて企業の目標株価に言及した場合、その目標株価はアナリストによる当該企業の業績予想に基づくものです。実際の株価は、当該企業の業績動向や、当該企業に関する市場や経済環境などのリスク要因により、目標株価に達しない可能性があります。

目標株価とレーティングは、それぞれの企業のレポートが発行された日現在のもので、このレポートの発行日のものとは限りません。それぞれ最近発行されたレポートをご覧ください。

野村証券の継続フォローカバレッジに含まれていない銘柄の目標株価、レーティングは表示しません。また、野村証券ないしそのグループ会社が企業合併等のフィナンシャル・アドバイザーを務めているか否かに拘わらず、企業合併等が公表され、かつ統合比率が未公表の場合には、目標株価、レーティングを表示しないことがあります。

ディスクレイマー

本資料は表紙の上部もしくは下部に記載されている野村の関連会社により作成されたもので、表紙などに従業員やその協力者が記載されている1社あるいは複数の野村の関連会社によって単独あるいは共同で作成された資料が含まれます。ここで使用する「野村グループ」は、野村ホールディングス、あるいはその関連会社または子会社を指し、また、1以上の野村グループ会社を指すこともあり、日本の野村證券(「NSC」)、英国のノムラ・インターナショナル plc(「Nlplc」)、米国のノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(「NSI」)、香港の野村国際(香港)(「NIHK」)、韓国のノムラ・フィナンシャル・インベストメント(韓国)(「NFIK」)(韓国金融投資協会(「KOFIA」)に登録しているアナリストの情報は KOFIA のイントラネット <http://dis.kofia.or.kr> でご覧いただけます)、シンガポールのノムラ・シンガポール・リミテッド(「NSL」)(登録番号 197201440E、シンガポール金融監督局に監督下にあります)、オーストラリアのノムラ・オーストラリア・リミテッド(「NAL」)(ABN 48 003 032 513)(オーストラリアのライセンス番号 246412、オーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)の監督下にあります)、インドネシアの P.T.ノムラ・インドネシア(「PTNI」)、マレーシアのノムラ・セキュリティーズ・マレーシア Sdn. Bhd.(「NSM」)、台湾の NIHK 台北支店(「NITB」)、インドのノムラ・フィナンシャル・アドバイザー・アンド・セキュリティーズ(インド)プライベート・リミテッド(「NFASL」)、(登録住所: Ceejay House, Level 11, Plot F, Shivsagar Estate, Dr. Annie Besant Road, Worli, Mumbai- 400 018, India; 電話: +91 22 4037 4037、ファックス: +91 22 4037 4111; SEBI 登録番号: BSE INB011299030, NSE INB231299034, INF231299034, INE 231299034, MCX: INE261299034)、スペインの NIplc マドリード支店(「NIplc, Madrid」)、イタリアの NIplc イタリア支店(「NIplc, Italy」)が含まれます。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「CNS タイランド」の記載は、タイのキャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック・カンパニー・リミテッド(「CNS」)に雇用された当該アナリストが、リサーチ・アシスタント・アグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。CNS は野村グループの関連会社ではありません。

本資料は、(i)お客様自身のための情報であり、投資勧誘を目的としたものではなく、(ii)証券の売却の申込みあるいは証券購入の勧誘が認められていない地域における当該行為を意図しておらず、かつ(iii)信頼できると判断されるが野村グループによる独自の確認は行っていない情報源に基づいております。

野村グループは、本資料の正確性、完全性、信頼性、適切性、特定の目的に対する適性、譲渡可能性を表明あるいは保証いたしません。また、本資料および関連データの利用の結果として行われた行為(あるいは行わないという判断)に対する責任を負いません。これにより、野村グループによる全ての保証とその他の言質は許容可能な最大の範囲まで免除されます。野村グループは本情報の利用、誤用あるいは配布に対して一切の責任を負いません。本資料中の意見または推定値は本資料に記載されている発行日におけるものであり、本資料中の意見および推定値を含め、情報は予告なく変わることがあります。野村グループは本資料を更新する義務を負いません。本資料中の論評または見解は執筆者のものであり、野村グループ内の他の関係者の見解と一致しない場合があります。お客様は本資料中の助言または推奨が各自の個別の状況に適しているかどうかを検討する必要があります。また、必要に応じて、税務を含め、専門家の助言を仰ぐことをお勧めいたします。野村グループは税務に関する助言を提供していません。

野村グループ、その執行役、取締役、従業員は、関連法令、規則で認められている範囲内で、本資料中で言及している発行体の証券、商品、金融商品、またはそれらから派生したオプションやその他のデリバティブ商品、および証券について、自己勘定、委託、その他の形態による取引、買持ち、売持ち、あるいは売買を行う場合があります。また、野村グループ会社は発行体の金融商品の(英国の金融サービス機構(FSA)の規定が定義するところの)マーケットメーカーあるいはリクイディティ・プロバイダーを務める場合があります。マーケットメーカー活動が米国あるいはその他の地域における諸法令および諸規則に明記された定義に従って行われる場合、発行体の開示資料においてその旨が別途開示されます。

本資料はスタンダード・アンド・プアーズなどの格付け機関による信用格付けを含め、第三者から得た情報を含む場合があります。当該第三者の書面による事前の許可がない限り、第三者が関わる内容の複製および配布は形態の如何に関わらず禁止されております。第三者である情報提供者は格付けを含め、いずれの情報の正確性、完全性、適時性あるいは利用可能性を保証しておらず、原因が何であれ、(不注意あるいは他の理由による)誤りあるいは削除、または当該内容の利用に起因する結果に対する一切の責任を負いません。第三者である情報提供者は、譲渡可能性あるいは特定の目的または利用への適性の保証を含め(ただしこれに限定されない)、明示的あるいは暗黙の保証を行っていません。第三者である情報提供者は格付けを含め、提供した情報の利用に関連する直接的、間接的、偶発的、懲罰的、補償的、罰則的、特別あるいは派生的な損害、費用、経費、弁護士料、損失コスト、費用(損失収入または利益、機会コストを含む)に対する責任を負いません。信用格付けは意見の表明であり、事実または証券の購入、保有、売却の推奨を表明するものではありません。格付けは証券の適合性あるいは投資目的に対する証券の適合性を扱うものではなく、投資に関する助言として利用することはお控えください。

本資料中に含まれる MSCI から得た情報は MSCI Inc.(「MSCI」)の独占的財産です。MSCI による事前の書面での許可がない限り、当該情報および他の MSCI の知的財産の複製、再配布あるいは指数などのかかる金融商品の作成における利用は認められません。当該情報は現状の形で提供されています。利用者は当該情報の利用に関するすべてのリスクを負います。これにより、MSCI、その関連会社または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者は当該情報のすべての部分について、独創性、正確性、完全性、譲渡可能性、特定の目的に対する適性に関する保証を明確に放棄いたします。前述の内容に限定することなく、MSCI、その関連会社、または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者はいかなる種類の損失に対する責任をいかなる場合にも一切負いません。MSCI および MSCI 指数は MSCI およびその関連会社のサービス商標です。

本資料は投資家のお客様にとって投資判断を下す際の諸要素のうちの一つにすぎないとお考え下さい。また、本資料は、直接・間接を問わず、投資判断に伴う全てのリスクについて検証あるいは提示しているのではないことをご了解ください。野村グループは、ファンダメンタル分析、定量分析、短期でのトレーディング・アイデア等、異なるタイプの数々のリサーチ商品を提供しております。また、時間軸の捉え方や分析方法の違い等の理由により、リサーチのタイプによって推奨が異なる場合があります。野村グループは野村グループのポータル・サイト上へのリサーチ商品の掲載および/あるいはお客様への直接的な配布を含め、様々な方法によってリサーチ商品を発表しております。調査部門が個々のお客様の要望に応じて提供する商品およびサービスはお客様の属性によって異なる場合があります。米国外のお客様は、<http://go.nomuranow.com/equities/tradingideas/retina/>にて、ノムラ・リサーチ・トレーディング・アイデア・プラットフォーム(Retina)をご覧ください。

当レポートに記載されている数値は過去のパフォーマンスあるいは過去のパフォーマンスに基づくシミュレーションに言及したものである場合があり、将来のパフォーマンスを示唆するものとして信頼できるものではありません。情報に将来のパフォーマンスに関する示唆が含まれている場合、係る予想は将来のパフォーマンスを示唆するものとして必ずしも信頼できるものではありません。また、シミュレーションはモデルと想定の間略化に基づいて行われており、想定が過度に簡略化され、将来のリターン分布を反映していない場合があります。

特定の証券は、その価値または価格、あるいはそこから得られる収益に悪影響を及ぼし得る為替相場変動の影響を受ける場合があります。

本資料に記載された証券は米国の 1933 年証券法に基づく登録が行われていない場合があります。係る場合、1933 年証券法に基づく登録が行われる、あるいは当該登録義務が免除されていない限り、米国内で、または米国人を対象とする購入申込みあるいは売却はできません。準拠法が他の方法を認めていない限り、いかなる取引もお客様の地域にある野村の関連会社を通じて行う必要があります。

本資料は、NIplc により英国および欧州経済領域内において投資リサーチとして配布することを認められたものです。英国の金融サービス機構(FSA)に認可され、その監督下にある NIplc はロンドン証券取引所会員です。FSA が定義するところの個人的な推奨を成すものではなく、あるいは個々の投資家の特定の投資目的、財務状況、ニーズを勘案したものではありません。また、FSA が定めるところの「適格カウンターパーティ」あるいは「専門的顧客」で

ある投資家のみを対象にしたもので、FSAが定めるところの個人顧客への再配布は認められておりません。本資料は、香港証券先物委員会の監督下にあるNIHKによって、香港での配布が認められたものです。本資料は、オーストラリアでASICの監督下にあるNALによってオーストラリアでの配布が認められたものです。また、本資料はNSMによってマレーシアでの配布が認められています。シンガポールにおいては、本資料はNSLにより配布されました。NSLは、証券先物法(第289条)で定義されるところの認定投資家、専門的投資家もしくは機関投資家ではない者に配布する場合、海外関連会社によって発行された証券、先物および為替に関わる本資料の内容について、法律上の責任を負います。シンガポールにて本資料の配布を受けたお客様は本資料から発生した、もしくは関連する事柄につきましてはNSLにお問い合わせください。本資料は米国においては1933年証券法のレギュレーションSの条項で禁止されていない限り、米国登録ブローカー・ディーラーであるNSIにより配布されます。NSIは1934年証券取引所法規則15a-6に従い、その内容に対する責任を負っております。

野村サウジアラビア、NIPIC、あるいは他の野村グループ関連会社はサウジアラビア王国(「サウジアラビア」)での本資料の配布、また、アラブ首長国連邦(「UAE」)においては、専門的顧客以外のお客様への配布を認めておりません。サウジアラビアあるいはUAEにおいては、サウジアラビア居住者あるいはUAEの専門的顧客以外の投資家を対象に本資料ならびにそのいかなる複製の作成、配信、配布を行うことは直接・間接を問わず、係る権限を持つ者以外が行うことはできません。本資料を受け取ることは、サウジアラビアに居住しない、あるいは、UAEにおいては専門的顧客であることの表明であり、この規定の順守に同意することを意味いたします。この規定に従わないと、サウジアラビアあるいはUAEの法律に違反する行為となる場合があります。

本資料のいかなる部分についても、野村グループ会社から事前に書面で同意を得ることなく、(i)その形態あるいは方法の如何にかかわらず複製する、あるいは(ii)配布することを禁じます。本資料が、電子メール等によって電子的に配布された場合には、情報の傍受、変造、紛失、破壊、あるいは遅延もしくは不完全な状態での受信、またはウイルスへの感染の可能性があることから、安全あるいは誤りがない旨の保証は致しかねます。従いまして、送信者は電子的に送信したために発生する可能性のある本資料の内容の誤りあるいは欠落に対する責任を負いません。確認を必要とされる場合には、印刷された文書をご請求下さい。

日本で求められるディスクレイマー

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.365%(税込み)(20万円以下の場合は、2,730円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

国内株式(国内REIT、国内ETF、国内ETNを含む)の売買取引には、約定代金に対し最大1.365%(税込み)(20万円以下の場合は2,730円(税込み))の売買手数料をいただきます。国内株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。国内株式は株価の変動により損失が生じるおそれがあります。国内REITは運用する不動産の価格や収益力の変動により損失が生じるおそれがあります。国内ETFは連動する指数等の変動により損失が生じるおそれがあります。

外国株式の売買取引には、売買金額(現地約定金額に現地手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対し最大0.9975%(税込み)(売買代金が75万円以下の場合は最大7,455円(税込み))の国内売買手数料をいただきます。外国の金融商品市場での現地手数料や税金等は国や地域により異なります。外国株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。外国株式は株価の変動および為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

信用取引には、売買手数料(約定代金に対し最大1.365%(税込み)(20万円以下の場合は2,730円(税込み)))、管理費および権利処理手数料をいただきます。加えて、買付の場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付け株券等に対する貸株料および品賃料をいただきます。委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の額が必要です。信用取引では、委託保証金の約3.3倍までのお取引を行うことができるため、株価の変動により委託保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。詳しくは、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、等をよくお読みください。

CBの売買取引には、約定代金に対し最大1.05%(税込み)(4,200円に満たない場合は4,200円(税込み))の売買手数料をいただきます。CBを相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。CBは転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等によるCB価格の下落により損失が生じるおそれがあります。加えて、外貨建てCBは、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

債券を募集・売出し等その他、当社との相対取引によってご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。加えて、外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

個人向け国債を募集によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。個人向け国債を中途換金する際、原則として次の算式によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。(変動10年:平成25年1月9日までは直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8、平成25年1月10日以降は直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685、固定5年、固定3年:平成25年1月9日までは2回分の各利子(税引前)相当額×0.8、平成25年1月10日以降は2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)

投資信託のお申込み(一部の投資信託はご換金)にあたっては、お申込み金額に対して最大5.25%(税込み)の購入時手数料(換金時手数料)をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大2.0%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大5.25%(税込み・年率))のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託毎に、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引を当社と相対でお取引いただく場合は手数料をいただきません。CDS取引を行なうにあたっては、弊社との間で合意した保証金等を担保として差し入れ又は預託していただく場合があります。取引額は保証金等の額を超える場合があります。保証金等の額は信用度に応じて相対で決定されるため、当該保証金等の額、及び、取引額の当該保証金等の額に対する比率をあらかじめ表示することはできません。CDS取引は参照組織の一部又は全部の信用状況の変化や、あるいは市場金利の変化によって市場価値が変動し、当該保証金等の額を超えて損失が生じるおそれがあります。信用事由が発生した場合にスワップの買い手が受取る金額は、信用事由が発生するまでに支払う金額の総額を下回る場合があります。また、スワップの売り手が信用事由が発生した際に支払う金額は、信用事由が発生するまでに受取った金額の総額を上回る可能性があります。他の条件が同じ場合に、スワップの売りの場合に受取る金額と買いの場合に支払う金額には差があります。CDS取引は、原則として、金融商品取引業者や、あるいは適格機関投資家等の専門的な知識を有するお客様に限定してお取り扱いしています。

有価証券や金銭のお預かりについては料金をいたしません。証券保管振替機構を通じて他の証券会社へ株式等を移管する場合には、数量に応じて、移管する銘柄毎に 10,500 円(税込み)を上限額として移管手数料をいただきます。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 142 号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

野村グループは法令順守に関する方針および手続き(利益相反、チャイニーズ・ウォール、守秘義務に関する方針を含むがそれに限定されない)やチャイニーズ・ウォールの維持・管理、社員教育を通じてリサーチ資料の作成に関わる相反を管理しています。

ご要望に応じて追加情報を提供いたします。ディスクロージャー情報については下記のサイトをご参照ください。

<http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal/pages/disclosures/disclosures.aspx>

Copyright © 2013 Nomura Securities Co., Ltd.. All rights reserved.